

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	保育所保育料システム 基礎項目評価書【平成30年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山陽小野田市は、保育所保育料システムにおける特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県山陽小野田市長

公表日

平成30年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、児童台帳を電子化し、児童の世帯情報、保育料の管理等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①保育所入所申込の受理及び審査 ②入所承諾・不承諾・待機・決定及び結果通知 ③保育料算定及び通知 ④解除通知 ⑤保育台帳の管理 ⑥各種報告資料作成 ⑦保育料収納管理
③システムの名称	保育所保育料システム、収納管理システム及び滞納管理システム並びに宛名管理システム及び中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
保育所保育料システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の8の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) (保育所における保育の実施に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠) ・12の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山陽小野田市 健康福祉部 こども福祉課
②所属長	こども福祉課長 川崎 浩美
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山陽小野田市 総務部 総務課 法制係 (電話)0836-82-1121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山陽小野田市 健康福祉部 こども福祉課 保育係 (電話)0836-82-1207

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]